



東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料
旧税率が適用される指定日までに工事請負契約が締結されたか

～消費税の税率に係る経過措置～

消費税の税率改正の施行期日まで、5か月を切りました。

平成26年4月1日施行期日の税率改正時には、指定日（平成25年10月1日）の前日までに締結した工事請負契約に基づき、平成26年4月1日以後に課税資産の譲渡等を行う場合には、旧税率による旨の経過規定がありました。今回は、この経過措置が適用できるか否か争った事例を紹介します。（平成30年1月11日裁決・棄却・TAINSコード：F0-5-220）

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞

<事案の概要>

請求人が、消費税等について、老人ホームの建設工事を目的とする請負契約が平成25年9月30日に締結されたことを前提に、経過措置の規定（旧税率）を適用して申告したところ、原処分庁から、契約は締結されていないにもかかわらず、請求人が同日付の契約書を作成したとして、消費税等の更正処分及び重加算税の賦課決定処分を受けた事案です。

<審判所の判断>

- 1 請求人は、日付を「25年9月末日」付とする契約書に「この契約書と添付の工事請負契約約款、すでにお渡し的设计図、構造計算図、並びに請負代金内訳明細（お見積書）とによって工事請負契約を結ぶ。」と、あえて「すでにお渡しの」という文言を加えた。しかしながら、見積書は平成26年6月から同年8月頃に作成されたものであり、構造計算図は平成25年12月29日に、請求人が作成等を発注しており、いずれも、契約書の作成日付である平成25年9月30日時点では存在しておらず、請求人から注文者に対して交付もされていないものと認められる。そうすると、仮に、契約書が作成日付どおりに作成されていたとすると、請求人は、各見積書及び構造計算図を交付していないにもかかわらず、あえて「すでにお渡しの」という文言を加えたことになるが、なぜそのようなことをしたのかは不明であり、ひいては契約書の作成日付の記載が正しいとすることにも矛盾がある。
- 2 注文者は、平成25年9月30日時点においては、信金に対し、融資希望額を105,000,000円としか伝えていなかったため、仮に平成25年9月30日までに請負代金の額が173,460,000円となることが決定していたのであれば、遅くとも決定してから間もない時期に融資額の増額の打診等を行うのが通常と考えられる。しかしながら、注文者は、平成26年8月18日の第2回相談まで、信金に対し、請負代金に相当する額の融資を受けられるかどうかの見込み等を確認すらしていないというのである。このように、平成25年9月30日までに請負代金の額が決定されていたという仮定、同日に契約が締結されたという仮定のいずれにおいても、第2回相談に至るまでの経過が不自然なものとなる。
- 3 契約書に定められている手付金が、請求人の帳簿に収益等として計上されていない一方で、注文者の帳簿には平成26年9月30日に建設仮勘定として計上されている。平成25年9月30日に手付金を支払ったということが経過措置の適用を受ける上で重要な事実の1つとなり得ることからすれば、適用によって利益を受ける立場にある注文者が、建設仮勘定への計上を適切に行わなかったというのは整合性を欠くというはかない。以上の事実を照らすと、注文者が平成25年9月30日に手付金を支払った事実はないとみるのが自然であるし、請求人が、契約が成立した際、手付金の支払を受けた旨主張していることを踏まえると、平成25年9月30日に契約が締結されたとする仮定にも疑問が生じる。
- 4 以上のとおり、契約は平成25年9月30日までに締結されていないから、経過措置は適用されない。

（税法データベース編集室 大高由美子）

◇以上の裁決について詳細（全文・A4判19頁）が必要な方は、送料実費とも2,000円（税抜）で頒布しますので下記あてご一報ください。